

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第17号	
事故等名	旅客船あさかぜ運航阻害	
発生年月日時	平成20年8月19日 02時15分ごろ	
発生場所	青森県青森港沖館西防波堤灯台から真方位039° 1.8海里付近 (北緯40° 52' 20"、東経140° 44' 45" 付近)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月1日仙台・地方事故調査官が海難報告書を精査、11月6日船長及び機関長への電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実	船種・船名・総トン数 旅客船あさかぜ 1,134トン 船舶番号 125558 船舶所有者等 北日本海運株式会社	
乗組員等に関する情報	機関長 三級海技士(機関)	
負傷者	負傷者なし	
損傷	2号発電機の過給気タービン羽根損傷	
事故等の経過	本船は、旅客25名、車両21台を搭載し、青森県青森港フェリー埠頭2番バースを離棧・出港し、北海道函館港に向けて針路035° 速力17ノットで航行中、平成20年8月19日02時15分ごろ、2号発電機の給気圧力低下及び排気温度上昇が発生した。ただちに同発電機を停止して各部の点検を行ったが、原因は発見できず、同発電機を手動で運転し、並列運転すると過給機から異音が発生する状況であったため、工務監督に状況を連絡して函館港での修理の手配を依頼し、同発電機を停止し、函館港に入港して北浜岸壁に着棧した。 着棧後、2号発電機の解放点検を実施した結果、4番シリンダーの排気弁が割れており、過給機のタービン羽根が損傷していた。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし なし あり 本船が航行中、発電機の排気弁が割れ、その破片が過給機に運ばれ、過給機のタービン羽根が損傷したものと考えられる。 発電機の排気弁の整備は、毎年入渠時に実施されており、取扱要領に沿った整備間隔であったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、2号発電機4番シリンダーの排気弁が割れ、その破片が過給機に運ばれたため、過給機のタービン羽根が損傷したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	